平成２２年（フ）第７０７０号
大阪府大東市朋来２丁目28番104号
債務者　米良　幸枝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２０１号
大阪市港区弁天５丁目３番16―404号
債務者　前　　文宏
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５２２号
大阪府吹田市片山町２丁目10番東４―105号
債務者　山田　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２２２号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目１番46号
債務者　フジハウジングこと　岡本　義信
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１９号
大阪市西成区千本南２丁目10番13号　杢出方
債務者　ヤブモト印刷こと　籔本　芳明
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７３号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―408号
債務者　宍道　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０６号
大阪府門真市新橋町14番２―201号
債務者　東江智代美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６２号
大阪府守口市菊水通４丁目６番26号
債務者　大山口栄治
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５０号
大阪市東淀川区大桐１丁目７番31―102号
債務者　下垣　　恵（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５１号
大阪市東淀川区大桐１丁目７番31―102号
債務者　下垣　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５５号
大阪市住吉区長居東３丁目10番２―409号
債務者　藤田　涼子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５６号
大阪市城東区古市１丁目１番10―301号
債務者　小池　秀一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５７号
大阪市城東区古市１丁目１番10―301号
債務者　小池安紀子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２０号
大阪府茨木市新堂１丁目７番19号
債務者　松永　良美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目３番４号
債務者　山岸　　桂
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５０号
大阪府箕面市箕面４丁目10番37号
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５７号
大阪市西区南堀江４丁目５番Ｂ―906号
債務者　林　　孝治
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５８号
大阪市西区南堀江４丁目５番Ｂ―906号
債務者　林　　貴子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６２号
大阪府枚方市東山１丁目62番地の11　305
債務者　東原　時彦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部